

平成30年5月14日

品川区議会議長

松澤利行様

総務委員会

委員長 伊藤昌宏

総務委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

総務委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほか、所管事務調査として、「公務員制度について」、および「契約のあり方について」を調査・研究事項として決定し取組みを進め、行政視察においても当該項目を取り上げる等、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

1. 公務員制度について～公務員制度における外部人材等の活用について～

(1) 概要

地方公務員の任用については地方公務員法に定められている。常勤職員は一般職に区分され、職員の採用にあたっては、特別区では特別区人事委員会の行う競争試験、選考、および特別区人事委員会から任命権者に委任された選考などを経て任用されることになる。

現在の公務員制度においては、外部から専門的知見・経験を有する者を常勤職員として登用する方法として、警察・消防・他自治体などから法令に基づいて職員を受け入れる『自治法派遣』、および一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に対応し、複雑・高度化する行政課題および緊急の課題を速やかに解決するため任期を定めて職員を任用する『任期付職員採用』の2つの制度がある。

23区内では、民間企業の広報担当者や、弁護士資格者、広告代理店勤務経験者といった外部人材の活用が行われており、品川区においても、平成20年度から平成24年度に用地担当課長、平成27年度からは災害対策担当部長を任用している。

新たな行政課題に対応するための民間における取組みの活用の検討としては、東京都における在宅型テレワークの試行導入や、総務省行政管理局におけるフリーアドレスの一部導入などの事例があるが、品川区での導入については情報セキュリティー上の課題、窓口業務等におけるレイアウト上の制約、サービス管理上の困難性等があることから、今後もその是非を含めて研究していく必要がある。

(2) 委員からの主な意見

- ・外部人材の活用については、一定期間ごとに効果測定を行い、成果を確認していくことが必要である。
- ・働き方の見直しについては、国・都に比べて窓口業務が多い等の区業務の実情を十分に勘案し、メリット・デメリットを確認した上で研究していくべきである。

- ・民間の働き方改革が急速に進んでいる昨今の状況を踏まえ、行政が民間の取組みに比べて遅れをとる事の無いよう、可能な部分から積極的に進めていくべきである。
- ・外部人材の任用については、その専門的知識を活用することに加え、民間人材と公務員が同一の職場で業務にあたることで民間の働き方の工夫を取り入れることができるなど、多くのメリットがある。
- ・雇用の安定化を図る上では任期を定めた職員採用を進めていくことは望ましくない。
- ・他区の活用状況を鑑みれば、特に行政が不得意とする分野において、行政課題の解決に向けた積極的な人材活用を進めていくべきである。  
などの意見が有りました。

## 2. 契約のあり方について～東京都における入札契約制度改革について～

### (1) 概要

東京都では公共工事に適用する入札契約制度について、本年3月に「入札契約制度改革の実施方針」を公表し、6月下旬から①予定価格の事後公表、②JV結成義務の撤廃、③1者入札の中止、④低入札価格調査制度の適用範囲の拡大の4項目を実施し、新たな制度での運用を開始したところである。

①予定価格の事後公表については、予定価格が事前公表の場合、予定価格付近の応札が可能であり、応札者が1者のみの場合には、競争性や公正性に疑念を持たれる恐れがあることから、予定価格を事後公表に切り替え、適正な競争により契約が締結されたことを見える形にするものである。

②JV結成義務の撤廃については、JVの結成を義務付けている比較的大規模な工事においては、国や他の自治体に比べ、入札参加者が少なくなっている現状があり、JV結成義務が入札参加の制約になっていると考えられることから、より多くの事業者が入札に参加しやすい環境を整備するものである。

③1者入札の中止については、競争性が都民から見えにくい1者入札を中止し、入札の競争性・透明性を向上するものである。

④低入札価格調査制度の適用範囲の拡大については、大規模工事を取り扱う財務局契約案件について、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大し、工事品質を確保しつつ、より競争環境を高めるものであるなど、それぞれ東京都の考える目的・理由が提示されているが、制度改革導入後の状況として公表された資料を分析すると、JV結成義務撤廃による中小企業の育成機会の喪失や、入札不調の頻発による事業の停滞等のデメリットが既にみられている。

### (2) 委員からの主な意見

- ・これらの制度改革が仮に品川区で導入された場合には、人員体制の不足や事業の停滞、中小企業の入札参加機会の減少など多くのデメリットが予想される。
- ・民間ではJV結成義務や地域要件の設定、予定価格の事前公表等は行われておらず、区としても入札を区内業者に限定することなく、競争原理を十分に働かせた公平な契約制度にしていく必要がある。
- ・JVの結成義務には、中小企業間の技術交流機会の確保や、地元企業として事業に携

わりたいといった思いを実現する機会を確保する目的もあり、1事業を効率的に行うためといった近視眼的な理由でJV結成義務を撤廃することは望ましくない。

- ・区として事前公表する予定価格は国・都の基準に基づくものであり、結果的に落札率が高かったとしても正確な積算が行われたことの証左に他ならないのではないかなどの意見が有りました。

(参考) 所管事務調査等 実施状況

委員会年月日	項目等
平成29年9月26日	◎「公務員制度について～公務員制度における外部人材等の活用について」に関し、調査・研究
行政視察 (平成29年10月30日 ～11月1日)	「公務員制度について」に関連し、下記項目を調査・研究 ・神戸市 民間人材の活用による都市創造戦略 ～デザイン都市神戸～ デザイン・クリエイティブセンター『K I I T O』
平成29年11月28日	◎「契約のあり方について」に関連し、調査・研究

平成30年5月14日

品川区議会議長

松澤利行様

区民委員会

委員長 本多健信

区民委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

区民委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として「都市型観光について」を取り上げることとし、5つの視点から調査・研究の取組みを進めたほか、その項目をもとに行政視察を実施し、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

◇ 都市型観光について ◇

各委員の課題意識のもと、(1)文化・スポーツ資源の活用、(2)宿泊を含めた滞在型・体験型観光、(3)品川歴史館、(4)国際化対応、(5)商店街の魅力増進 の各観点から、調査・研究を行った。

(1) 文化・スポーツ資源の活用

区では、「品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例」をもとに、平成22年3月に「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」を定め、文化振興・スポーツ振興に取り組んでいる。

委員からは、理念そのものの周知啓発の推進、数値目標の設定、登録団体制度のあり方、区独自の指導者ライセンス制度の構築、文化交流・スポーツ交流のしくみづくり、文化振興事業団やスポーツ協会との緊密な連携による施策展開、文化・スポーツ活動の場の確保に向けた方策等について、意見が交わされた。

区民が活動する際の場所の確保と機会の提供については、現状の区民の協働による有効活用のほか、区が保有するもの以外の資源の活用など、一層の環境整備が望まれる。

(2) 宿泊を含めた滞在型・体験型観光

区では、平成27年度末の「品川区都市型観光プラン」の策定を経て、観光振興協議会を設置し、各関係機関との連携のもと、事業の戦略的な展開を企図して取組みを進めている。

委員からは、伝統文化や宗教行事の観光資源としての活用、LGBTの宿泊環境の現状、住宅宿泊事業法の施行を踏まえた区における民泊対応等について、意見が述べられた。

なお、国家戦略特区制度を活用し民泊に先行して取り組まれた大阪市にて、市会での議論をふまえた現況等を視察したが、違法民泊把握の難しさや住民理解の必要性などが非常に強く感じられた。区においても、独自の規制や事業者等の責務が明記された「品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」の制定に至ったところである。

### (3) 品川歴史館の活用

品川歴史館は、郷土資料の保存・活用と区民文化の向上を目的として、大井鹿島遺跡の一角に昭和60年に開館し、庭園、書院、茶室「松滴庵」などを有する文化施設である。

調査に先立ち、歴史館の学芸員による解説を聴きながら、常設展示、特別展示「大崎・五反田ー徳川幕府直轄領の村々」、古墳時代住居跡等の庭園を含め、館内を視察した。特別展の内容や学芸員による丁寧な解説は、大変良質な内容であった。

調査においては委員より、来訪観光客にとっての魅力、外国人観覧者からの反応、来訪者の内訳の現況、学校教育での活用状況、他の歴史資源と組み合わせた観光施策の面的展開、歴史館に設置されたシェアサイクルポートの利用状況、特別展と企画展等について、意見が出された。

また、立地を主因とする交通アクセスや単館運営の困難さなどの現状をふまえ、当委員会の枠に止まらない議会での議論の必要性について、委員からの課題提起があった。



### (4) 国際化への対応

区では、地域の国際化に向けて、「地域住民と外国人との交流」「地域の国際力向上」「大使館・領事館との連携」の3つの視点から取り組みが行われている。

委員からは、江戸風俗など外国人来訪者への日本文化の説明法、区内在住や往訪された外国人へのアンケートやインタビューによるニーズ把握の実施とその活用、区の姉妹都市・友好都市との相互交流の促進による観光施策への展開、区内における外国人コミュニティ形成の実態と効果的な連携などについて、意見が出された。

## (5) 商店街の魅力増進

区内の商店街は、区民の日常生活に密着した地域の生活インフラであるとともに、区外からの来訪者など広域的集客を見込んだイベント等は観光的要素も有しているため、商店街を区の代表的な観光資源のひとつとして、観光施策と連携するなど創意工夫を行いながら国内外への情報発信等に取り組まれている。

委員から、各商店街支援事業の効果測定の様況や商業部門と観光部門との連携、小規模商店街における課題の把握や商店街へのマネジメント支援、インパクトのある規模の大きいイベントとはタイプを異にする日常的・継続的なにぎわい創出に向けた取組みへの支援などについて、意見が述べられた。

### (参考) 所管事務調査等 実施状況

委員会年月日	項目等
平成 29 年 7 月 11 日	○文化・スポーツ資源の活用について調査・研究
平成 29 年 9 月 26 日	○宿泊を含めた滞在型・体験型観光について調査・研究
行政視察 (平成 29 年 10 月 24 日 ～25 日)	区の都市型観光の取組みに関連し、下記項目を調査・研究 ・大阪市 「民泊をはじめとする宿泊対策プロジェクトチーム」の取組みについて ・伊勢市 伊勢市集大会・スポーツ合宿誘致補助金について /外国人観光客実態調査とインバウンド観光の展開について
平成 29 年 11 月 29 日	○品川歴史館の活用について、歴史館の現地視察 および 調査・研究
平成 30 年 2 月 27 日	○国際化対応 および 商店街の魅力増進について、調査・研究

平成30年4月16日

品川区議会議長  
松澤利行様

厚生委員会  
委員長 石田秀男

### 厚生委員会 所管事務調査報告

厚生委員会では、「総合事業について」、「障害者支援について」および「国民健康保険の都道府県化について」を今期の所管事務の調査項目とし、所管事務調査を実施してまいりましたので、下記のとおり報告いたします。

記

## 【調査項目1:総合事業について】

総合事業について、下記テーマを3回に分け調査・研究した。

- (1) ケアマネジメントについて
- (2) 介護予防について(ゆうゆうプラザ)
- (3) 生活支援体制整備について(支え愛・ほっとステーション)

### (1) ケアマネジメントについて

---

#### ①区政の現状

「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」という高齢者介護のあり方を目指し、その実現のため「介護サービス利用者の意思および選択の尊重」、「機能の低下の予防を重視」など、平成27年4月に施行された総合事業の内容と一致した取り組みを区では、平成12年4月の介護保険制度開始時から実施している。

13地区に20か所ある在宅介護支援センターは、高齢者の介護に関する相談等身近なワンストップサービスの窓口となり、区、医療機関、民間事業者、民生委員等、地域のさまざまな社会資源と連携し、調整を図りながらケアマネジメントを行っている。

区は総合事業サービスの種類により効率的にマネジメントを行うため原則型・簡略型・初回型の3類型で対応している。原則型マネジメントでは、予防訪問事業と予防通所事業・いきいき活動支援プログラム、簡略型マネジメントでは、生活機能向上支援訪問事業・管理栄養士派遣栄養改善事業・はつらつ健康教室、初回型マネジメントでは、すけっとサービス・地域ミニデイを実施している。平成29年3月末現在、介護予防マネジメントの実施数は総合事業の対象者が473人、要支援認定を受け総合事業のみを利用した人は1,838人であった。

#### ②委員の主な意見

・介護認定を受けるか、介護認定を受けないチェックリストで総合事業のサービスを利用するか、制度の趣旨をきちんと説明し、ご理解いただいたうえでサービスを提供しているということで、当事者の選択の自由を保障していることが確認できた。今後ともそのように進めていただきたい。

・いち早く総合事業へ移行するなど在宅介護支援システムをよくやっていた。今後もよい制度としていくために、事業者の声も踏まえ、区が力を発揮し、ボランティアや栄養士等専門職の充実を図り、それらと介護事業者の協力のもと、全体で取り組んでいきたい。

## (2) 介護予防について(ゆうゆうプラザ)

高齢者の健康維持、増進、生きがいづくりの支援とともに、高齢者と多世代区民との交流を促進することで、高齢者の福祉の増進を図る施設として、大崎高齢者多世代交流支援施設および平塚橋高齢者多世代交流支援施設(愛称名:ゆうゆうプラザ)を視察した。

大崎では平成28年8月、平塚橋では平成29年10月より、有償ボランティアによる日常生活上の支援または機能訓練を通所で行う総合事業、地域ミニデイモデル事業を実施している。対象者は総合事業対象者または要支援1・2の方。運営スタッフは健康運動指導士、健康づくり推進委員、トリム体操運動指導者など法人により様々で、有償ボランティアについても、法人ごとで募集を行っており、平塚橋ゆうゆうプラザでは、健康大学しながわの卒業生が活躍している。

また、介護予防・自立支援を進めるため、ケアマネジャーやサービスセンターの職員、「支え愛・ほっとステーション」のコーディネーターを対象に自立支援についての共通理解やケアマネジメント力向上のため、全地区で研修を実施したり、区民を対象に介護予防講演会を開催する等、啓発を行っていることを確認した。

## (3) 生活支援体制整備について(支え愛・ほっとステーション)

### ① 区政の現状

平成27年4月の介護保険法改正により、地域包括ケアシステム構築の一環として、地域課題について定期的な情報共有と連携を強化する協議体の設置と、その中で議論をリードする生活支援コーディネーターの設置が求められた。そこで区は従前より地域で行っていた、「ふれあいサポート活動推進委員会」を第一層協議体として「支え愛活動推進委員会」に、13地区の「ふれあいサポート活動会議」を第二層協議体として「支え愛活動会議」に位置づけ直した。また、身近な地域の福祉相談窓口として13地区に設置が完了した「支え愛・ほっとステーション」には、生活支援コーディネーターを兼ねたコーディネーター2人を配置している。

支え愛活動の中心となる地域住民が、地域の支え合いについて考え、担い手となることを促すため、平成28年11月に都立大崎高校で「支え愛活動推進フォーラム」を行い、227名が参加した。平成29年12月には、大崎第一地区で支え愛活動会議のメンバーを中心に、「顔の見える地域の関係づくり」を目的に、対象者を限定しないイベントを開催。また、平成29年1月に支え愛活動推進委員会を実施し、各地区の支え愛活動会議の進捗状況や課題の報告を行った。今後も行政だけでなく、地域住民と連携しながら、地域での支え合いを進めていく方針である。

### ② 委員の主な意見

・地域づくりを積極的に進めるためには住民が集える場所が必要である。課題もあるかと思うが、空き家や個人宅を活用するなど引き続き検討されたい。

・コーディネーターの主な業務は、目の前の高齢者、障害者、生活困窮者等への対応だと思うが、住民主体の地域づくりや地域資源の開発なども期待されている。コーディネーターや協議体の主な方々には、健康や介護等、地域を知るための情報共有と分析をしていただき、ど



のような地域を目指すのかという目標のもと、その力を十分に発揮していただきたい。

## 【調査項目2: 障害者支援について】

### ①区政の現状

障害者支援には医療、日常生活、社会参加、就労などがある。相談支援者は、障害者自身の「こうありたい」という思いと現実の障害によるギャップに対して、アドバイスをを行い支援につなげる手だてを当事者とともに考えている。

区内4カ所にある拠点相談支援事業所の委託相談では、福祉サービスの利用だけではなく、健康や医療、家族や人間関係など生活全般に関する相談や、障害や病状に関する理解、情緒不安への相談にも応じている。

区には、支給決定や基盤整備等の役割があるが、障害者は一人ひとりの個別性が高く、状態像もさまざまであるため、地域の社会資源の状況や他の障害者サービスの利用状況との比較、そして当該障害者の状況や環境などの個別性に着目し、公費で賄うサービスの量を決定している。

平成31年4月に障害児者総合支援施設が開設することにより、短期入所、生活介護、就労継続支援B型の定員が増加となるが、今後も地域バランスに配慮し、民間の力も活用しながらグループホームや福祉的就労の場の確保を目指していく。

### ②委員の主な意見

- ・障害のある方から毎年同じ内容の要望が出されている。応えられない部分もあるかと思うが、双方が納得できるような相談対応や支給決定のあり方について、職員にももっとスキルを持っていただき、障害のある方が安心して生活できるよう努めていただきたい。
- ・区独自のサービスも含めソフトの部分については、一人ひとりに応じた支給決定をすることにより、有効な予算執行ができていると感じる。

## 【調査項目3: 国民健康保険の都道府県化について】

### ①区政の現状

平成30年度から国保制度を安定化させるため、都道府県が財政運営の責任主体となる。医療給付費等に必要な費用は都が全額区に交付する。都が標準保険料率に基づき決定した納付金額を区は都に納める。都は都内区市町村へ納めるべき納付金や標準的な保険料を提示し、区市町村はそれらを参考に保険料率を決定するが、特別区は基準保険料率とすることを原則としており、将来的に都内の保険料水準の統一化を目指すこととしている。

制度開始に伴い、国において保険者努力支援制度等公費を拡大、さらに国及び都において6年間追加公費の投入による激変緩和措置を行うことで、都へ納める納付金が減算され、納付金を基礎とする保険料率が引き下げられる。また、本来の賦課総額に94%を乗じ保険料賦課総額を引き下げ、負担軽減を図る特別区独自の保険料負担軽減策を6年間実施する予定である。

窓口業務は現行どおり品川区が担い、都は国保の運営方針を定め、区市町村の事務の効率化や広域化等を推進していく。

### ②委員の主な意見

- ・法定外繰入金をなくすことで、保険料の負担が増えることについてきちんと考えていただきたい。

## 【行政視察について】

今期の厚生委員会行政視察(平成29年10月30日～11月1日実施)におきましては、所管事務調査の項目に関連した、『障害者支援について ～障害のある方が「いかに日常を自分らしく過ごせるか」に重点を置いた就労支援について～』(やまなみ工房)、『住民主体の地域づくりを推進する地域包括ケアの体制づくりについて ～伊賀市の地域包括ケアシステムにおける総合事業の取り組みについて～、～地域に自ら入る「働きかけ」により地域ニーズを踏まえた取り組みを行う伊賀市社会福祉協議会の取り組みについて～』(伊賀市・伊賀市社会福祉協議会)、『ふれあい・いきいきサロン事業について』(白檜:福祉・防災ボランティアの会)、『総合事業について ～高齢者がサービスの受け手から担い手へと変わり、介護を必要としないで暮らせる期間を延ばす市民主体の取り組みについて～』(生駒市)を視察いたしました。

行政視察の内容等につきましては、「厚生委員会行政視察報告書」にまとめ、すでにご報告しているところです。

以上が、これまでの厚生委員会における所管事務調査の概要であります。

### 【参考】 厚生委員会所管事務調査の実施状況

実施日	調査内容
平成29年7月11日	所管事務調査項目決定
平成29年8月21日	①「総合事業について」のうち、 ケアマネジメントについて調査・研究
平成29年11月6日	②「総合事業について」のうち、 介護予防について調査・研究 視察先:大崎高齢者多世代交流支援施設 平塚橋高齢者多世代交流支援施設
平成29年11月29日	③「総合事業について」のうち、 生活支援体制整備について(支え愛・ほっとステーション)について調査・研究
平成30年1月22日	④「障害者支援について」のうち、 相談受付からサービス支給に至るまでのケアマネジメントについて調査・研究
平成30年2月27日	⑤「国民健康保険の都道府県化について」のうち、 平成30年度国民健康保険制度の都道府県化に向けた制度改正について、調査・研究

平成30年5月14日

品川区議会議長  
松澤利行様

建設委員会  
委員長 たけうち 忍

### 建設委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

建設委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「防災対策について」および「環境対策について」を調査・研究事項と決定し取組みを進め、行政視察においても当該項目を取り上げる等、委員会活動の活性化を図ってまいりました。これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

## 1. 防災対策について

地域防災計画の修正に活かしていく観点から、調査・研究を行った。

### (1) 地域防災計画の修正に向けて

今回の修正においては、「進める」「加える」「見直す」の三つの方針の下、①避難対応の考え方を見直す ②災害対策本部体制を見直す ③庁内の防災関連計画等との整合性を図る ④受援体制を明確にする ⑤新編（火山災害、大規模事故）を位置づける ⑥関係機関の対応時系列を分かりやすくする ⑦災害種別ごとに総則を位置づける、といったところをポイントに修正が行われた。

委員会では、9月に修正についての中間報告、11月に計画素案の報告、2月には平成29年12月から平成30年1月にかけて実施されたパブリックコメントを経た最終案の報告がされ、その間、活発な質疑や意見が委員より出された。

委員からは、予防対策の充実、公助のあり方（区の関わり方）、発災直後と数日後の避難所の運営について、避難所ごとの取組み度合いの差、ペット同伴での訓練の実施、震災復興本部と災害対策本部の役割の棲み分け、積極的な減災目標の設定、ローリングストック（循環備蓄）の考え方の区民への周知などの視点が示された。

今後の各避難所運営マニュアルの更新やわが家の防災ハンドブックの改訂とも連動し、区民にとってより分かりやすい、実効性の高い計画となることが望まれる。

### (2) 都市型災害について（木密地域における燃えないまちづくり、水害対策）

木密地域における燃えないまちづくりについては、区では、密集住宅市街地整備促進事業、防災生活圏促進事業、避難道路機能強化事業といった道路拡幅や防災広場整備など公共施設の整備に係る取組みと、木密地域不燃化10年プロジェクト、都市防災不燃化促進事業といった木造建築物除却と火災に強い建物への建替えを支援する取組み、またその両方の取組みに共通する事業としての防災街区整備事業、これらを重層的に組み

合わせることで、不燃化への取組みを実施している。

水害対策については、区では、都と連携しながらこれまで様々な対策を進めてきた。ハード対策として、目黒川左岸調整池や戸越幹線貯留管、西品川公園雨水調整池などといった「貯留施設による対策」と、目黒川雨水バイパス管や第二戸越幹線（施工中）、浜川幹線（施工済み・未稼働）などといった「バイパス管による対策」により実施している。また、ソフト対策として、浸水ハザードマップの作成・公表や、目黒川・立会川におけるリアルタイムでの水位情報の提供などを行っている。

委員会では、これらの区の取組み状況を再確認し、意見交換をおこなった。

委員からは、10月に行政視察で訪れ、調査研究を行った糸魚川市駅北大火を踏まえた質疑や、木密地域不燃化10年プロジェクトの進捗状況と今後の事業の見通し、水害対策の成果を区民へ周知する工夫などについて、活発に意見が出された。

## 2. 環境対策について

環境三計画の改定に活かしていく観点から、調査・研究を行った。

### ○ 環境三計画の改定に向けて

①品川区基本構想と品川区長期基本計画で掲げた「5つの都市像」の実現に環境の側面から寄与する ②新たな社会的動向や技術的動向を踏まえて、時勢に合った計画とする ③国・都の新たな計画との整合を図り、基礎自治体に期待される役割を果たす ④区内外の協働を強め、より着実に効果的なネットワークを構築する、といった4つの策定方針のもと、「品川区環境基本計画」を策定する。計画では、将来像を『みんなで創り育てる環境都市』とし、5つの基本目標と、1つの共通目標、さらに優先的に取り組む重点プロジェクトを設定し、より具体的で効果的な取組みを推進するものである。

委員会では、11月に改定の中間報告を受け意見交換を行い、1月にはそれらを踏まえ示された素案に対し、活発な質疑や意見が示された。

委員からは、温室効果ガス削減に向けた積極的な目標設定、区民版PDCAサイクルの設定、水質改善のさらなる取組み、太陽光や水素など自然エネルギーの活用、節水など区民への身近な環境啓発などの視点が示された。

区は、平成30年2月から3月に素案に対するパブリックコメントを実施し、それらを反映したうえで、3月の最終審議をもって計画を決定する。

本計画によって、区民や事業者へ環境啓発を図るとともに、本計画が、普段から環境行動を実践してもらえる「きっかけ」や「気づき」の一助になることが望まれる。

(参考) 所管事務調査等 実施状況

委員会年月日	項目等
平成 29 年 9 月 26 日	○防災対策について、地域防災計画改定の進捗状況について調査・研究
行政視察 (平成 29 年 10 月 30 日 ～11 月 1 日)	主に震災対策に関連し、下記項目を調査・研究 ・長岡市 中越大震災の経験を活かした防災体制の強化について ・糸魚川市 糸魚川駅大火の復興状況と市街地再整備について (・富山市 自転車共同利用システムについて)
平成 29 年 11 月 6 日	○環境対策について、環境三計画改定の進捗状況について調査・研究
平成 29 年 11 月 29 日	○防災対策について、都市型災害（水害、木密地域における燃えないまちづくり）について調査・研究 ○報告事項：品川区地域防災計画の素案について
平成 30 年 1 月 22 日	○報告事項：(仮) 品川区環境基本計画の素案について（パブリックコメントの実施）
平成 30 年 2 月 26 日	○報告事項：地域防災計画の素案の修正について

平成30年 4月16日

品川区議会議長  
松澤利行様

文教委員会  
委員長 つる伸一郎

### 文教委員会 所管事務調査報告

文教委員会では、「新学習指導要領について」、「多様な保育ニーズへの対応と保育の質の確保について」および「しながわネウボラネットワークについて」を今期の所管事務の調査項目とし、所管事務調査を実施してまいりましたので、下記のとおり報告する。

#### 記

### 【調査項目(1): 新学習指導要領について】

#### 【調査経緯】

国の学習指導要領の改訂を受けて、区でも現行の品川区小中一貫教育要領を改正し、教育方針「品川教育ルネサンス」のもと新たな教育要領「品川区立学校教育要領」を策定する計画であり、目下、教育課題や市民科・英語教育の改訂等について検討が進められている。このような教育の変革期を迎えるにあたり、今後の品川の学校教育の在り方に主眼を置き、国の新学習指導要領や品川の学校教育への影響などについて調査・研究を行った。

#### 【概要】

国の学習指導要領改訂の背景には、将来を予想することが困難な時代の中で子どもたちに情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることのできる学校教育を実現する必要性が挙げられる。

その資質・能力を備えるための方策として、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」などの観点から、新しい時代に必要となる3つの資質・能力『「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」』、3つの資質・能力を育成するために必要な教科等の新設や目標・内容の見直し(教科等を学ぶ意義と教科等間・学校段階間の繋がりを踏まえた教育課程の編成、授業時数の増加、教科等の新設など)、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善などが示されている。その中で特筆すべきは、学校段階間の繋がりについて明記されたことであり、当区がこれまで実施してきた義務教育9年間を通じた一貫した教育が評価されたものと考えている。

新学習指導要領における主な改善事項には、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、外国語活動の充実、情報活用能力、部活動の在り方の見直し等がある。外国語活動については、3年生・4年生に「外国語活動」、5年生・6年生に「外国語科」が新設され、授業時数をそれぞれ年間で35単位時間、70単位時間とする。小学校では、それを平成32年度より実施しなければならないが、各自治体において導入に向け対応に窮する事が想定されるが、当区にお

いては英語科を平成18年度より1年生から実施していることから、導入にあたり従前実施してきた内容を、新要領に沿いながら充実させていくものである。

品川区立学校教育要領の策定については、品川教育検討委員会、教科等検討部会にて検討しており、平成29年度に策定し、1～6年生は平成32年度から、7～9年生は平成33年度から全面実施とする予定である。品川区独自教科である英語科の時数は、1～4年生は35時間、5・6年生は70時間とする。また市民科の時数は、1・2年生は85時間、3～6年生は140時間、7年生は120時間、8・9年生は140時間、7年生は120時間、8・9年生は140時間とする。

#### 【委員の主な意見】

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業などが、教職員の負担とならないよう、教育委員会として指導方法等についてサポートを実施されたい。
- ・児童や生徒が学習意欲をもち、主体的に学習に取り組む態度が養われるような指導を実施されたい。
- ・教育要領改訂を契機に教職員の多忙化の軽減に向けた環境整備が必要である。

## 【調査項目(2): 多様な保育ニーズへの対応と保育の質の確保について】

#### 【調査経緯】

入所希望者数の増加、保育サービスに対する需要の多様化など社会の趨勢を踏まえ、在宅子育て世帯を含めた、すべての子育て家庭がそれぞれ必要とする保育・子育て支援の在り方、保育ニーズに対応するための保育士の量的な確保および保育の質の向上や担保にかかる方策などについて区の取組状況を踏まえつつ調査・研究を行った。

#### 【概要】

区では、多様な保育ニーズへの対応として区立認可保育園での延長夜間保育(全園)や休日保育(2園)、年末保育(3園)を実施するとともに、病児・病後児保育、在宅子育て世帯等支援事業(オアシスルーム、チャイルドステーション事業、一時保育等)などを展開している。特に、オアシスルームは、区役所第3庁舎内において新たに開設したほかインターネットによる予約システムを導入し、利便性の向上を図り利用率の改善に繋げる。

保育の質の担保については、保育士等の資質向上や専門性の向上を図るため職層や経験年数等(新規採用職員、2年目職員、園長など)に応じて研修を実施しており、平成29年度の受講人数は、28年度の1559名(延べ)と比べて、10月末で1648名(延べ)と昨年度を上回る数である。また、私立保育園に対する指導検査の実施や公・私立保育園に対する巡回指導も実施件数は前年度より増加する見込みである。

保育人材の確保に向けた方策の一つとして区では定年後の職員を再任用職員として採用しており、現状多くの職員が保育園に勤務している。また人材の定着を図るため、平成27年度より私立保育園では、保育士の賃金改善に取組み、その成果が、常勤保育士等の賃金改善額(年間)にあらわれており、社会福祉法人立、株式会社・学校法人立あわせた全体でみた場合、50万円以上の割合が最も多く、着実に賃金面の待遇改善が進んでいる。

### 【委員の主な意見】

- ・保育施設の基本開園時間(7時30分から18時30分)と民間企業の就業時間の違いを踏まえ、各利用者の就業時間に応じて利用時間帯を設定できるような仕組みを研究し、延長保育や夜間保育などとあわせて、利用者視点に立った柔軟かつ総合的な保育施策を実施されたい。
- ・オアシスルームの利用率および保育環境の改善を図られたい。
- ・土曜日の実施や午前と午後の複数回による実施など研修受講環境の整備が必要である。
- ・人間関係が良好な職場など気持ちよく働ける職場環境づくりに向けた支援を行い、保育士の離職防止に繋げられたい。
- ・保育士等キャリアアップ補助金により一定の処遇改善が図られているが、いまだ他業種と比して給与水準が低いことから給与改善を通じたさらなる定着支援が必要である。

## 【調査項目(3):しながわネウボラネットワークについて】

### 【調査経緯】

妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を行う「しながわネウボラネットワーク」の中心となる相談事業のほか産後の家事・育児支援の利用助成など各事業のこの間の成果を踏まえ、継続した子育て支援の更なる充実に主眼を置き、ネウボラ事業の今後の展開について調査・研究を行った。

### 【概要】

「しながわネウボラネットワーク」は、妊産婦や子育て家庭が安心して妊娠・出産・育児ができる環境を実現するにあたり、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援体制を具体化させるため、品川の特性を生かしつつ、当区のこれまでの母子保健や子育て支援に関する事業や体制を基本とし新たに構築した仕組みで、保健センター、子ども育成課などがすべての妊産婦と乳幼児保護者に対して包括的な支援を展開している。

中核事業には相談支援事業があり、その体制として、母子保健部門の妊産婦ネウボラ相談員と児童福祉部門の子育てネウボラ相談員を配置し、各ステージにおいて相談や情報提供などのサポートを行うとともに相互に連携を図っている。

ネウボラ相談員は、地域バランスを考慮し、現在5つの児童センター(東品川、大井倉田、平塚、富士見台、八潮)に配置している。相談実績は28年度の1092件と比べて、29年度は12月時点で964件であることから、前年度よりも増加傾向にあり相談事業の定着がみられる。この要因としては、本年より実施している子育てネウボラ相談員自身による周知活動が、事業の認知につながり、本年度の相談実績に寄与していると考えられる。産後の家事育児支援についても12月時点で719件と前年度302件を上回る状況である。その他のネウボラ関連事業として、子育てに関する情報をスマートフォンで見られるようにし、不安の解消や孤立の防止を図る「しながわパパママ応援アプリ」や平成29年度より児童センターを活用した「体験児童センター プチ親子ひろば」「ベビーサロン0・1・2」「三世代交流こみゅにていランチ」を展開している。

### 【委員の主な意見】

- ・子育てネウボラ相談員への相談件数の実績の伸びを踏まえ、相談窓口の拡充など児童セ



ンター5館に限られる相談受付体制の見直しや窓口拡充に伴う人材確保、育成を行い、相談機能の充実を図る必要がある。

- ・産後の家事育児支援の利用助成において、複数の乳幼児がいる家庭に対する利用時間枠の拡大など多胎児、兄弟姉妹を持つ親の育児負担の低減が図られるよう、事業内容について検討されたい。
- ・事業認知に向け、引き続き積極的なPRを実施されたい。
- ・支援の引き継ぎにあたり、妊産婦ネウボラ相談員、子育てネウボラ相談員間および各所管間などでの情報共有・連携により、切れ目のない支援を実施されたい。

## 【行政視察について】

今期の文教委員会行政視察(平成29年10月23日～25日実施)におきましては、所管事務調査の項目にあわせ、「引きこもり支援について～ピアサポーター養成派遣事業、ひきこもり支援専門委員会設置～」(京都府京都市)、「インクルーシブ教育システムの構築について」(兵庫県伊丹市)および「医療的ケア児と健常児の共生保育について」「大学と連携した地域子育て拠点づくりについて」(兵庫県神戸市)をそれぞれ視察した。

行政視察の内容等につきましては、「文教委員会行政視察報告書」にまとめ、すでにご報告しているところである。

以上が、これまでの文教委員会における所管事務調査の概要である。

### 【参考】 文教委員会所管事務調査の実施状況

実施日	調査内容
平成29年7月11日	所管事務調査項目決定
平成29年8月21日	①新学習指導要領について 次期学習指導要領の概要と品川の学校教育について理事者より説明、質疑応答。
平成29年11月28日	②多様な保育ニーズへの対応と保育の質の確保について 区の保育施策の現状および成果と保育士の賃金改善の状況について、理事者より説明、質疑応答。
平成30年1月22日	③しながわネウボラネットワークについて しながわネウボラネットワークの概要や子育てネウボラ相談事業の実績などについて理事者より説明、質疑応答。